法令の改正・通達等から

石綿発散防止、湿潤化以外の措置も

除じん性能電動工具も規定、石綿則一部改正へ

厚生労働省は、石綿の飛散防止措置に関して、石綿障害予防規則（石綿則）を一部改正することを公表しました。

先般「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」から、除じん性能を有する電動工具は、湿潤化と同等以上の効果が認められるとの報告を受けて、左記のとおり改正するものです。（施行期日：令和6年4月1日）

1「石綿等の切断等の作業等（2の作業を除く）において義務付けられる湿潤化の措置」を、「石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」とする。

2石綿含有成形品のうち、「特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において義務付けられる常時湿潤化の措置」を、「当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具使用することとその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」とする。（詳細は厚労省ＨＰに）

建設工事に関し、国土交通省

「安全衛生対策項目確認表」の使用を要請

国土交通省は、「建設工事における安全衛生対策項目の確認表」（参考ひな型）を作成し、各専門工事業団体及び建設企業に対して、その使用促進を要請しました。（令和5年8月9日）

国土交通省では、建設工事における安全衛生対策経費の下請負人に対する適切な支払を促進するため、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」で検討してきました。

昨年、提言がまとめられましたが、この提言では、安全衛生経費の適切な支払いのために、元請負人と下請負人の安全衛生意識の共有化を図るための「安全衛生対策項目の確認表」と、安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及の有効性が示されました。

このたび国土交通省では、第一段階として、工種ごとの確認表の作成・普及のため、参考ひな型を作成しました。ひな型は、元請下請間、下請間の請負契約で行う建設工事に必要な安全衛生対策項目を、安全衛生関係法令等から抽出し、主要な項目としてまとめています。

なお「標準見積書」については、令和5年度中にまとめるとしています。（詳細は国交省ＨＰに）

制作・発行 セフテイレビュー